

**タジキスタン共和国経済発展貿易省**  
**国立特許情報センター**  
**(指定官庁又は選択官庁)**

目 次

国内段階－概要	.....	収録済
国内段階の手続	.....	情報は現在準備中

指定（又は選択）官庁 T J	タジキスタン共和国 経済発展貿易省 国立特許情報センター 国内段階に入るための要件の概要	概要 T J
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	タジク（ファルシ）語又はロシア語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか？	要求されない	
国内手数料	通貨：米国・ドル（USD） 特許： 出願手数料： <sup>2</sup> 1発明について…………… USD 50 1個を超える発明ごとに…………… USD 20 審査手数料： 1発明について…………… USD 410 1個を超える発明ごとに…………… USD 330 第3年度の年金…………… USD 50 実用新案： 出願手数料 <sup>2</sup> …………… USD 30	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	国際調査報告又は国際予備審査報告が作成されている場合，審査手数料は20%減額される	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。
- 2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。この要件は、割増料を支払うことを条件に、当該期間の満了から2箇月以内に満たすことができる。

---

T J	タジキスタン共和国経済発展貿易省 国立特許情報センター（続き）	T J
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	出願人が同一でない場合には、優先権の譲渡書類 <sup>3, 4</sup> 出願人がタジキスタンに居住していない場合には、代理人の選任 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リスト	
誰が代理人として行為できるか？	弁理士として国内官庁に対して手続をするために登録されている者	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

---

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。